

## 平成25年度独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会（第3回）議事要旨

- 1 日 時 平成25年11月8日（金）15時00分～17時00分
- 2 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室
- 3 出席者 酒井委員長、角田副委員長  
板倉、井上、大芝、奥乃、鈴木、高戸、瀧田、中原、中村、野坂、野中、  
松尾、毛利、吉川の各委員  
(機構側出席者)  
野上機構長、山田理事、武市研究開発部長  
宮崎准教授、森准教授、越特任教授、六車客員教授  
福治管理部長、斎野学位審査課長
- 4 平成25年度学位審査会（第2回）議事要旨について  
確定版として配付された。
- 5 議 事
  - (1) 短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学位授与者数について  
学位審査課長から、資料2に基づき、平成25年度4月期の短期大学及び高等専門学  
校卒業者等に係る学士の学位授与者数等について報告があった。
  - (2) 短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位授与の審査について  
学位審査課長から、資料3-1及び3-2に基づき、平成25年度10月期の短期大学及び高  
等専門学校卒業者等に係る学士の学位授与の申請状況について説明の後、機構長から  
学位審査会に、学士の学位授与の可否について審査が付託された。  
この審査の付託を受け、平成25年度10月期の学士の学位授与の申請について、修得  
単位の審査及び学修成果・試験の審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、  
当該専門委員会・部会に審査及び試験が付託された。
  - (3) 認定課程修了者に係る修士の学位授与の審査について  
前回の学位審査会において判定が保留された防衛大学校理工学研究科前期課程修了  
者1人に対する修士の学位授与に係る論文の審査及び試験（口頭試問）の結果に関し  
て、学位審査課長から、資料4-1及び4-2に基づき、専門委員会・部会における審査結  
果報告、及びその報告に基づき作成した審査会判定案についての説明があった。  
その後、学位審査研究主幹から補足説明があった。  
これらの説明の後、審議が行われた結果、判定案のとおり1人が「合格」と判定さ  
れた。
  - (4) 認定課程修了者に係る学士の学位授与の審査について  
学位審査課長から、資料5に基づき、平成25年9月に独立行政法人水産大学校本科  
を修了した4人に係る学士の学位授与の申請状況について説明の後、機構長から学位  
審査会に、学士の学位授与の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、学士の学位授与の可否について審査が行われ、「合格」と判定された。

(5) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料6-1及び6-2に基づき、平成25年9月に防衛医科大学校医学教育部医学研究科を修了した20人に係る博士の学位授与の申請状況について説明の後、機構長から学位審査会に、博士の学位授与の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、平成25年9月の認定課程修了者に係る博士の学位授与の申請について、論文の審査及び試験を担当する専門委員会・部会として医学・薬学専門委員会医学部会が指定され、同部会に論文の審査及び試験（口頭試問）が付託された。

(6) 認定課程修了者及び修了見込者に係る修士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料7-1及び7-2に基づき、平成26年3月の認定課程修了見込者のうち、防衛医科大学校理工学研究科前期課程から2人、防衛医科大学校総合安全保障研究科前期課程から11人及び国立看護대학교研究課程部看護学研究科から4人の合計17人から、課程修了年度における修士の学位授与申請予定の申出があった旨の説明があり、審議の結果、12月20日までに申請があった場合には、1月から論文の審査及び試験（口頭試問）を実施することが了承された。

(7) 短期大学及び高等専門学校の専攻科に係る認定の審査について

学位審査課長から、資料8に基づき、平成25年9月に受け付けた短期大学の専攻科1校3専攻及び高等専門学校の専攻科1校1専攻からの認定申出について説明の後、機構長から学位審査会に、認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に教育課程及び教員組織等の審査が付託された。

(8) 認定専攻科修了見込み者に対する学位授与の新たな審査方式について

研究開発部長から、資料9-1及び9-3に基づき、前回の学位審査会において及び終了後に各委員から出された意見を踏まえて修正した、新たな審査方式の考え方、要件及び審査内容の主な変更点について説明があり、審議が行われた結果、芸術系分野に係る審査の内容については引き続き検討するものとした上で、原案のとおり了承された。

また、続いて研究開発部長から、資料9-2、9-4及び9-5に基づき、新たな審査方式における学位審査会による審査として、新たな審査方式の適用認定の申出要件の設定や専攻科に対する審査及び学位授与申請者に対する審査等について説明があり、審議が行われた結果、原案のとおり了承された。

(9) その他

山田理事から、今年度末で第2期の中期目標・中期計画の期間が終了することから、来年度からの第3期に向けて、現在、文部科学省の独立行政法人評価委員会、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会及び内閣官房行政改革推進本部において、当機関の事業に対する検証や見直し等に関する審議が進められている旨の説明があった。

以上